

「令和2年度広島県食品衛生監視指導計画（案）」に関する意見募集について

1 趣 旨

私たちの健康は毎日の食生活で支えられています。広島県では、食品の安全・安心を確保するために、さまざまな取組を行っています。

この「食品衛生監視指導計画」は、食品衛生法に基づいて、毎年度広島県が行う食品関連施設への立入検査や食品の検査など食品衛生に関する取組の基本的な方向等を定めるものです。

「令和2年度広島県食品衛生監視指導計画」（以下「計画」という。）を策定するに当たり、県民の皆様から意見を募集します。

お寄せいただいた意見は、計画策定の参考にさせていただきます。

2 意見募集の期間

令和2年2月19日（水）～令和2年3月18日（水）

※郵送の場合は、令和2年3月18日（水）必着とします。

3 計画（案）の閲覧場所

県ホームページ（パブリックコメント（意見募集）のページ）のほか、次の場所でも閲覧できます。

県ホームページ：<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/plans-monitoring-guidance.html>

閲覧場所		所在地	電話番号
県庁行政情報コーナー（県庁南館1階）		広島市中区基町10-52	082-513-2380
県庁健康福祉局食品生活衛生課（県庁本館6階）		広島市中区基町10-52	082-513-3106
西部厚生 環境事務所	生活衛生課	廿日市市桜尾2-2-68	0829-32-1181(代表)
	広島支所衛生環境課	広島市中区基町10-52	082-228-2111(代表)
	呉支所衛生環境課	呉市西中央1-3-25	0823-22-5400(代表)
西部東厚生 環境事務所	生活衛生課	東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911(代表)
東部厚生 環境事務所	生活衛生課	尾道市古浜町26-12	0848-25-2011(代表)
	福山支所衛生環境課	福山市三吉町1-1-1	084-921-1311(代表)
北部厚生 環境事務所	生活衛生課	三次市十日市東4-6-1	0824-63-5181(代表)

※ 土曜、日曜及び休日を除く日の8時30分～17時まで（ただし、12時から13時を除く。）

※ 行政情報コーナーは土曜、日曜及び休日を除く日の8時45分～17時まで

4 意見の提出方法

御意見記入用紙に、あなたの住所（市区町までで結構です。）、年齢、性別、意見の内容を御記入の上、「6 お問い合わせ・提出先」まで、郵送、FAX、電子メールのいずれかで提出してください。（御意見記入用紙は、県ホームページ又は閲覧場所で入手できます。）

なお、電話による御意見の提出は受け付けておりませんので、御了承ください。

県ホームページ：<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/plans-monitoring-guidance.html>

5 意見の反映・個人情報の取り扱い

お寄せいただいた意見に対しては個別に回答しませんが、内容をまとめ、意見に対する件の考え方について、個人が識別される情報を除いた上で、県ホームページで公表する予定です。

6 お問い合わせ・提出先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県健康福祉局 食品生活衛生課

電話：082-513-3106（ダイヤルイン）

FAX：082-227-1057

E-mail：fuseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp